

○大阪大学マルチリンガル・エキスパート
養成プログラム運営協議会申合せ

平成27年3月5日
制 定

(目的及び設置)

第1条 大阪大学マルチリンガル・エキスパート養成プログラムの円滑な運営を図るため、マルチリンガル・エキスパート養成プログラム運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) マルチリンガル・エキスパート養成プログラム（以下「MLE」という。）の企画立案に関する事項
- (2) MLEの管理運営に関する事項
- (3) MLEに係る連絡調整に関する事項
- (4) MLEに係る経費の見積り及び配分計画に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、MLEに係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 人文学研究科、人間科学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、工学研究科、国際公共政策研究科の専任教員のうちから選出された者 各部局から若干名
- (2) マルチリンガル教育センターの専任教員又は兼任教員のうちから選出された者 若干名
- (3) 数理・データ科学教育研究センターの専任教員、兼任教員又は特任教員のうちから選出された者 若干名
- (4) 人文学研究科特任教員（MLE 担当）1人

(議長)

第4条 協議会に、議長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 議長は、協議会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、委員のうちから議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

4 議長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(議事)

第5条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 協議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 協議会は、必要に応じて、その協議の結果を副学長（教育担当）及び関係部局・運営組織等に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、人文学研究科箕面事務部において総括し、及び処理する。
(雑則)

第9条 この申合せに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議長が協議会に諮って定める。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

この改正は、令和4年4月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

この改正は、令和5年5月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。